

アルゼンチン政府の新型コロナウイルス対策による出入国規制状況

2020年3月27日現在
在アルゼンチン大使館

		日本を含む指定感染地(*)から渡航 * 日, EU及びシェンゲン協定国, 米, 韓, 中, イラン, チリ, ブラジル	非指定感染地から渡航
居住者	入国	<p style="text-align: center;">×</p> <p>以下の例外を除いて、入国禁止(3月31日まで。変更可能性あり)。(3月27日必要緊急大統領令)</p> <p>【入国禁止の例外となる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令274/20第2条に規定されている者(国際運輸関係者, 船舶・航空機運輸業者・乗務員, フライト及び衛生関連輸送関係者) ・入国禁止に係る政令が効力を有した時点で, アルゼンチンに向かって空路で移動中の者 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>左記と同じ。</p>
	出国	<p style="text-align: center;">△</p> <p>出国は可能(日本への帰国便の情報を提示する必要あり)。ただし, 14日間の強制隔離の間は原則出国できない。</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>出国は可能(日本への帰国便の情報を提示する必要あり)。</p>
非居住者	入国	<p style="text-align: center;">×</p> <p>入国禁止(3月14日から30日間。変更可能性あり)(3月14日付保健省令)。</p> <p>*ただし, 上記禁止期間が経過し, 入国が可となった場合でも, 14日間の強制隔離あり。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>入国禁止(3月16日から15日間。変更可能性あり)(3月16日必要緊急大統領令)</p>
	出国	<p style="text-align: center;">△</p> <p>14日間の強制隔離期間終了まで事実上不可。なお, それ以降の出国について, 外務省は, 全国隔離/外出禁止令(4月13日までの予定)との関係で, 空港に向かう際, 日本への帰国便を証明できるもの(出来れば搭乗券も)の印刷した紙, 旅券, 大使館による帰国証明レター(当館領事部にご連絡願います), 本件措置に関する外務省通知(当館からお渡しします)及び大使館連絡先を有していることを推奨。</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>出国は可能。外務省は, 全国隔離/外出禁止令(4月13日までの予定)との関係で, 空港に向かう際, 日本への帰国便を証明できるもの(出来れば搭乗券も)の印刷した紙, 旅券, 大使館による帰国証明レター(当館領事部にご連絡願います), 本件措置に関する外務省通知(当館からお渡しします)及び大使館連絡先を有していることを推奨。</p>